

「グルコサミン含有パップ剤」事件

知財高裁平成24年（行ケ）第10005号事件（平成24年9月24日判決）

<キーワード>

進歩性

<抜粋>

引用例Aに記載された発明は、ビタミンC又はその誘導体を含有する架橋高分子のゲルと支持体とを含むパップ剤に関するものであって、従来技術では、ビタミンC又はその誘導体を、美白作用効果を得るための有効成分として化粧用パック等のパップ剤に配合しようとする時、ビタミンC又はその誘導体と金属架橋剤との相互作用により水溶性高分子間に架橋が形成されないため、安定したゲルを形成することができず、パップ剤としての成形が不可能であるという問題点があったことから、架橋剤としてメタケイ酸アルミン酸マグネシウム、乾燥水酸化アルミニウムゲル、塩化アルミニウムのうち2種を、水溶性高分子等の練合物に配合することにより保形性の良いゲル状のパップ剤を得るようにしたものであって、審決は、このような発明のうち、実施例1として記載された具体的な成分の配合に基づき、L-アスコルビン酸（ビタミンC又はその誘導体に相当する。）が有効成分、メタケイ酸アルミン酸マグネシウム及び塩化アルミニウムが架橋剤、リンゴ酸がpH調整剤であることを踏まえて引用発明Aを認定したものである。

上記の認定によれば、引用発明Aは、有効成分としてビタミンC又はその誘導体を用いる場合に特有の問題点を解決するために、そのような目的に適する架橋剤を限定したものであって、特定の有効成分と架橋剤の組み合わせに特徴があるパップ剤である。そして、引用例Bに、グルコサミンとビタミンC（L-アスコルビン酸）はともに代表的な美白剤として従来から知られていることが開示されているとしても、グルコサミンは、ビタミンCと化学構造等の理化学的性質が類似するわけではないから、パップ剤中での金属架橋剤との相互作用が同様であるとは考えられない。

したがって、ともに美白剤として知られているというだけで、当業者にとって、引用発明Aの有効成分であるビタミンC又は誘導体をグルコサミンに変更することが容易に想到し得るとはいえず、取消事由2は理由がある。